

## 松川町定例農業委員会議事録 第7回(10月)

1 開催日時 令和6年10月23日(水) 16:00 ~ 18:00

2 開催場所 交流センターみらい

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員 2番 大場 健彦 3番 米山 広敏 5番 佐々木 孝子

6番 牛久保 守 7番 米山 孝広 8番 齊藤 和勇

9番 古谷 はるみ 10番 大島 理可 11番 下澤 隆治

12番 竹村 浩子 13番 大場 武吉 14番 池田 毅

15番 赤羽目 聖 16番 松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 下井 昭二 係長 小沢 香織

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 14番 池田 毅 委員 15番 赤羽目 聖 委員を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 495㎡ 畑 所有権移転

本日大澤委員欠席のため、いただいている説明を代読します。場所については、松川高校上の信号機のある交差点から大沢線を西に直進し、県道・中央道を超えて300m上の横道を左に入った住宅横の農地になります。譲渡人と譲受人の関係ですが、既に住宅地、農地の売買は済んでいるとのこと。現地確認を行ったところ、農地の境界もきちんとされ、農地

管理もされており、隣接地の譲渡人とも良い関係であるため問題ないと判断し、申請者には今後も農地管理を怠らないように申し添えられたとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号2番事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

2番 大島 1筆 380㎡ 畑 所有権移転

○会長（松下敏章委員）

場所は、県道飯島飯田線の松川インター入口から約200m南に行き、西へ上がり、西山の方へ向かうところ、町道の橋を渡って左側のところです。この場所については、既に申請者の先代で事実上権利が移動されており、現状譲受人も申請のとおり作付してきた状況であり、今回、改めて書類上の関係で農地法の申請を行い、所有権を移転するということです。現状、申請のとおり耕作をされておりますので問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 515㎡ 畑 住宅1棟 使用貸借権

○大場健彦委員説明

場所は、名子中央保育園から南へ100m行ったところ、周りは住宅地で北側だけが農地になっているという場所です。譲受人は安曇野に住んでおり、戻ってきてここに住宅を建てたいとのことです。周りの了解も得ていることや、下水は下水道へ排出、雨水は地下浸透ということで計画されており、転用はやむを得ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号1番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号2番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 185 m<sup>2</sup> 畑 駐車場・庭 所有権

○牛久保委員説明

場所は、上町の集荷場から50m程南に県道を進み、右側に太い道があり、上片桐の県道のバイパスと県道の間にあたるところです。譲受人は、名古屋で建設業や太陽光の関係の設計施工、健康補助食品を企画開発、販売を行っている会社です。農地の左側にある空き家を今回その会社が買い取り、地域の梨やりんご、ぶどう等を使って、健康補助食品の企画開発をしたいということで、隣接する当該農地を駐車場と庭にする計画です。現地確認をしたところ、現状は管理が十分されてない状況で荒地となっている状況です。今回近隣の農地の所有者の方からの承諾もあり、放っておくと病害虫の発生も懸念されるような状況でありますので、転用はやむを得ないと思われまます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号2番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号3番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 1,151 m<sup>2</sup> 田 工事現場事務所 賃借権

○大場健彦委員説明

場所は、名子中央保育園の横です。当該農地と名子中央保育園に挟まれた道を右へ行って突き当たったところの上が、国土交通省の建物ができるところです。この建物を作るにあたって工事の現場事務所を作りたいという計画です。今更反対してもしようがない状況であり、やむを得ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

転用期間が5か月間とありますが、工期延長した場合は再度可否を議決するのでしょうか。

○事務局

期間の延長があれば、計画の変更ということでまた出していただく形になります。

○佐々木委員

一時転用ということで、工期が終わったら、また田に戻して田を作るということですか。

○事務局

一時転用ということなので、現状復帰が基本になります。

○古谷委員

聞いてみると耕作放棄地だったところが、現在、もう議決前に造成されてしまっていたのですが、経過報告書などは出ているのですか。

○事務局

ご指摘のとおり、農地転用の許可前に造成が開始されてしまっていた経過があり、そのことについては申請者から経過報告書が提出されています。

○古谷委員

わかりました。本来、制度の原則が守られないことはあってはならないことと思います。

○会長

特に経過報告のような背景がある場合、適切に審議するために、判明していることをできるかぎり事前に説明をすることを事務局に求めます。それでは議案番号 3 番 賛成の方の意見を求めます。

【挙手多数】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上でございます。

議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 10 件）

所有権移転（ 3 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

なし

②事務局からの協議事項

- ・令和6年度優秀農業者の推薦について [資料No.1]
- ・JAとの懇談会内容について [資料No.2]
- ・第9回長野県農業委員会大会の日程等について [資料No.3]
- ・北部ブロック農業委員会正副会長・事務局合同会議資料 [資料No.4]
- ・農地中間管理事業 [資料No.5]

(6) 営農支援センターから

- ・地域計画の策定について
- ・寄せられている相談事項について情報共有

(7) 南信州農業農村支援センターから

- ・なかひら農場の天皇杯受賞について
- ・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会—

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

14 番 \_\_\_\_\_ 印

15 番 \_\_\_\_\_ 印